



UNEP **Finance Initiative**



# 国連環境計画・ 金融イニシアティブ (UNEP FI) 持続可能な保険原則

国連環境計画・金融イニシアティブが進める  
世界規模の持続可能性に関する枠組みおよびイニシアティブ  
2012年6月



1972-2012:  
Serving People  
and the Planet



**RIO+20**  
United Nations Conference  
on Sustainable Development

## 目次

I. 国連事務総長からのメッセージ .....	1
II. 国連事務次長 兼 国連環境計画事務局長からのメッセージ .....	2
III. UNEP FI 持続可能な保険原則 .....	3-5
IV. 持続可能な保険原則に関するQ&A .....	6-9

Design: Rebus, Paris  
[www.rebusparis.com](http://www.rebusparis.com)

Published by UNEP FI in June 2012  
Copyright © UNEP FI

UNEP Finance Initiative  
International Environment House  
15 Chemin des Anémones  
1219 Châtelaine, Geneva  
Switzerland  
T: +41 22 917 8777  
[psi@unepfi.org](mailto:psi@unepfi.org)  
[www.unepfi.org/psi](http://www.unepfi.org/psi)

UNEP promotes environmentally sound practices globally and in its own activities. UNEP policy is to specify vegetable-based printing inks and chlorine-free paper using recycled fibre and wood pulp from sustainable forests. Our distribution practices aim to reduce UNEP's carbon footprint.

# I. 国連事務総長からのメッセージ

**国**連グローバル・コンパクトと責任投資原則 (PRI) に何千社もの企業が署名している。これは、ビジネスにおいて持続可能性の影響が増していることの表れである。「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」における「持続可能な保険原則」の発表は、グリーン・エコノミー (環境配慮型経済) を構築する、この重要な動きを、さらに進展させるものである。国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が作成した本原則は、世界の保険業界が環境・社会・ガバナンス (ESG) のリスクと機会に対応する枠組みである。

保険会社は長年、気候変動のリスク、さらに近年では生物多様性の喪失や、森林、淡水など不可欠な生態系への圧力増加といった脅威について社会に警告する上で、実業界の最前線に立ってきた。また、低所得層やHIV感染者・エイズ患者、障がい者、高齢者の要求に応える包括的な保険など、急速に変化し続ける世界のニーズに対応するような商品およびサービスを開発する必要性についても保険会社は認識を高めている。



保険会社は、国連世界食糧計画 (WFP) と連携し、アフリカの小規模農家に向けた保険引き受けなどにも取り組んできた。もし干ばつが起きたら、最後の牛1頭しか残っていない、トウモロコシの蓄えがもう底をつく、という状況になる前に保険金が支払われるのである。国連環境計画は、地球環境ファシリティ (GEF) の資金を得て保険会社と連携し、メキシコで風の弱い時期の風力発電施設を保険の対象とするような風力デリバティブを開発してきた。そしてまた、途上国における森林減少および劣化に由来する温室効果ガス排出の削減を行う「UN-REDD」プログラムのようなイニシアティブの成功は、保険会社が森林を無傷で残す長期的取り組みを補償できるかどうか左右される可能性がある。

本原則は、革新的なリスク管理および保険ソリューションを開発・拡大させるような、世界規模のロードマップを提供する。それらは、再生可能エネルギーやきれいな水、食料安全保障、持続可能な都市、災害に強い地域社会を促進する上でぜひとも必要だ。保険料規模は世界で4兆ドルを超え、保険会社の管理下にある資産も世界で24兆ドルを超えるため、持続可能性を事業活動に組み込む保険会社は、持続可能な開発に必要な資金・投資フローや長期的視点をもたらすことができる。国連は、我々の求める未来を形成するにあたり、この重要な新しいイニシアティブの世界的な採択に向けて、社会のあらゆる部門と連携できることを期待している。

**潘 基文 (パン・ギムン)**

国連事務総長



## II. 国連事務次長 兼 国連環境計画事務局長からのメッセージ

**今**や70億人が暮らす世界は、加速度的な環境変化や社会、経済、サプライチェーンの相互関連性を受けて、よりリスクの高い生活・活動の場となりつつある。

一方で消費者と市民は、政府や企業に対して、そして新世紀の課題と機会を反映するような政策、商品およびサービスに対して、より高いレベルの説明責任と透明性を求めている。

保険業界の中核的な業務は、リスクを管理することであり、近年ますます多くの保険会社が環境・社会・ガバナンス (ESG) 問題にさまざまなレベル・規模で対応するようになっている。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) は過去6年間、革新的変化を引き起こし、拡大できるような、世界の保険業界を対象とした持続可能な保険原則の制定に向けて、その可能性を探ってきた。保険業界、および保険業界がサービスを提供する顧客・市民、その全体のニーズと志に適合した行動原則である。

その成果が、2012年6月の「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」にて発表された、4原則から成る包括的な「持続可能な保険原則」である。この会議は、現代の持続可能な開発の方向性を定めた1992年の地球サミット (リオサミット) から20年という節目の開催である。

1992年当時、加速度的な環境の劣化や社会的不平等によって人々や地球にもたらされるリスクがまさに垣間見られつつあった。今やこのようなリスクは、現在生きているすべての男性、女性、子どもにとって、どんな現実のものとなりつつある。

本原則の下で、この世界的イニシアティブに参加する保険会社は、基本となる志を取り入れ、具体的な行動に移っている。ESG問題を自社の管理運営DNAに統合し、顧客、サプライヤー、政府と連携してESG問題に対する意識を高め、新しい種類のリスク管理商品およびサービスを開発するなど、行動は多岐にわたる。

現在70億人、そして2050年には90億人以上にまで増加する人々は、我々の求める未来をただじっと待っていることにはならないだろう。私たちは、経済を環境配慮型に変え、柔軟な地域社会を築き、より広範な社会的成果を生み、森林や淡水など重要な生態系の保全を進める必要がある。

本原則は、保険業界と社会全体がより強固な関係を築くことのできる基盤となる。より将来を見据えた良好に運営された世界を求め、リスク管理の中核に持続可能性を置くのである。

### アヒム・シュタイナー

国連事務次長 兼 国連環境計画 (UNEP) 事務局長



### III. UNEP FI 持続可能な保険原則

#### 私たちの願い

**保**険業界の中核を成す業務は、リスクを理解し、リスクに対応し、リスクを負うことである。私たちがその責務を果たすには、人々が保険業界を信頼してくれることが前提となる。保険業界は、リスクの防止とリスクの軽減を通じ、また、多くの人々の間でリスクを共有することによって、社会を守る一翼を担い、革新を促し、経済の発展を支えている。これらは、適切に機能する持続可能な社会に重要な貢献を果たす。

保険業界は、質の高い信頼できる商品およびサービスを提供する責務を有する。また、顧客やビジネス・パートナーと協力して、保険事業に重大な影響を及ぼす、あるいは及ぼし得るリスクを理解し、これに対応することもその責務の一つである。

持続可能な保険は、環境・社会・ガバナンス (ESG) 問題に関連するリスクや機会を特定、評価、管理、監視することにより、ステークホルダーとの連携をはじめ保険のバリューチェーンにおけるあらゆる取り組みが、将来を見据えた責任あるやり方で行われる戦略的なアプローチである。持続可能な保険の目的は、リスクを軽減し、革新的な解決策を考案し、業績を改善し、環境・社会・経済の持続可能性に貢献することである。

保険業界が直面する環境・社会・ガバナンス (ESG) 問題は増加の一途をたどっている。こうしたリスクの様相の変化は、リスクの多様性や複雑性、相互関連性をもたらすと同時に、新たな機会を提供する。それゆえ、保険業界が、保険事業を進める上で考慮するリスク要因の範囲を調整することは賢明なことだと私たちは考える。ESG問題が従来のリスク要因に及ぼす影響はますます大きくなっており、業界の存続に重大な影響を与える可能性がある。従って、保険業界の柔軟性の鍵を握るのは、ESG問題を考慮に入れた、包括的で先見性のあるリスク管理である。

保険業界は、リスク管理者、リスク引受者、そして投資家として、経済および社会の持続可能な開発の促進に極めて重大な関心を持ち、重要な役割を果たしている。ESG問題への対応が進めば、柔軟で包括的、かつ持続可能な社会の構築への保険業界の貢献は高まると私たちは確信している。しかしながら、ESG問題の多くはあまりにも大きく複雑であり、これには社会全体の広範な取り組みや革新、長期的な解決策が必要である。

そこで私たちは、持続可能な社会を支援するに当たり、保険業界が築いてきた基盤を強化しようとするものである。我々の求める未来は、持続可能な慣行の導入に向けて、人々が力を合わせ、これが奨励される社会である。この目的を実現するために、私たちは、適用される法や規則、規制に従い、株主や保険契約者に負う義務を果たすことを前提に、私たちが有する知的能力、経営能力および資本力を駆使して、影響力が及ぶ範囲全域において「持続可能な保険原則 (以下『本原則』)」を実施していく所存である。



## 原則 1

### 保険事業に関連する環境・社会・ガバナンス (ESG) 問題を意思決定に組み込む

考えられる実施例：

#### 事業戦略

- 事業活動におけるESG問題を特定、評価、管理、監視するため、取締役会や役員レベルで企業戦略を策定する
- ESG問題と企業戦略との関連性について会社の所有者と意見交換をする
- 採用、研修、従業員参加プログラムにESG問題を組み込む

#### リスク管理および引受

- ポートフォリオに内在するESG問題を特定・評価し、自社の業務に伴うESG関連の潜在的な影響を認識するプロセスを確立する
- リスクの管理や引受、自己資本比率の意思決定プロセス（調査、モデル作成、分析、ツール、評価基準など）にESG問題を組み込む

#### 商品・サービス開発

- リスクを軽減し、ESG問題に正の影響を及ぼし、リスク管理の向上を促す商品およびサービスを開発する
- リスク、保険、ESG問題に関する教育プログラムを開発・支援する

#### 保険金支払管理

- 顧客に対して常に迅速かつ公平に、きめ細かく透明性をもって対応し、保険金請求プロセスを明示して理解を得るようにする
- 修理や交換、他の保険金請求サービスにESG問題を組み込む

#### 販売およびマーケティング

- 販売・マーケティング担当者に対して商品およびサービスに関連するESG問題について教育を行い、重要なメッセージを戦略やキャンペーンに確実に組み込む
- 商品およびサービスの補償範囲や給付金、保険料を適切に設定し、これらを明示して理解を得るようにする

#### 投資

- 投資における意思決定、保有方針においてESG問題を組み込む（「責任投資原則 (PRI)」の実施など）

## 原則 2

### 顧客やビジネス・パートナーと協働して、ESG問題に対する関心を高め、リスクを管理し、解決策を生み出す

考えられる実施例：

#### 顧客およびサプライヤー

- ESG問題に取り組むことで得られるメリット、およびESG問題に関する自社の期待や要件について、顧客やサプライヤーと意見交換をする
- ESG問題の対応に役立つ可能性のある情報やツールを、顧客やサプライヤーに提供する
- サプライヤーに対する入札・選定プロセスにESG問題を組み込む
- 顧客やサプライヤーに対して、ESG問題の情報開示を行うことと適切な開示・報告の枠組みを利用することを促す



保険会社、再保険会社、仲介人

- 本原則の採択を促す
- 保険業界の専門教育および倫理規範にESG問題を組み込むことを支援する

## 原則 3

### 政府や規制当局、他の主要なステークホルダーと協働して、ESG問題について社会全体での幅広い行動を促す

考えられる実施例：

政府、規制当局、その他の政策立案者

- リスク軽減、革新、およびESG問題への対応向上を可能にする賢明な政策や規制、法的枠組みを支援する
- 政府や規制当局と意見交換をし、統合的なリスク管理手法およびリスク移転策を考案する

他の主要なステークホルダー

- 政府間組織や非政府組織と意見交換をし、リスク管理やリスク移転に関する専門知識を提供して持続可能な開発を支援する
- 企業・業界団体と意見交換をし、複数の業界や地域にまたがるESG問題への理解を深め、これに対応する
- 学術機関や科学団体と意見交換をし、保険事業におけるESG問題の調査・教育プログラムを促進する
- メディアと意見交換をし、ESG問題や適切なリスク管理に対する一般市民の意識を高める

## 原則 4

### 本原則実施の進捗状況を定期的に一般に開示して、説明責任を果たし透明性を確保していることを示す

考えられる実施例：

- ESG問題への対応における自社の進捗状況を評価、測定、監視し、その情報を積極的かつ定期的に公開する
- 適切な情報開示・報告の枠組みに参画する
- 顧客や規制当局、格付け機関、その他のステークホルダーと意見交換をし、本原則を通じて情報開示することの重要性について相互理解を得る



## IV. 持続可能な保険原則に関するQ&A

### 1. 本原則はどのように作成されたのか？

本原則を作成する取り組みが始まったのは、UNEP FIが2006年から2009年にかけて一連の研究調査を行った後である。その研究調査はESG問題に関連する保険事業のリスクと機会に焦点を当てたものである<sup>1</sup>。

本原則の作成にあたっては、UNEP FIにおける署名保険会社とオブザーバー機関、およびUNEP FI事務局（以下「UNEP FI」）が監督・管理した<sup>2</sup>。2009年終わりから2011年はじめにかけて、UNEP FIは本原則の草案作成に向けて綿密な審議を行う大規模なプロセスに取り組んだ。

2011年、UNEP FIはアフリカ、アジア、ヨーロッパ、南米・カリブ海、中東・北アフリカ、北米、オセアニアで審議会を開き、本原則の草案について世界規模で意見を集めた。各会議には、保険業界、政府および規制当局、政府間組織および非政府組織、企業・業界団体、学術機関、科学団体から500人を超える経験豊富な代表者が参加し、その後UNEP FIは本原則の最終版をまとめた。

### 2. 本原則はいつ発表されたのか？

UNEP FIは2012年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（「リオ+20会議」）にて本原則を発表した。国際保険学会とブラジル保険会社連合の共催による発表イベントで、UNEP FIの「持続可能な保険原則イニシアティブ（以下『PSIイニシアティブ』）」が始動し、本原則の世界的な採択および実施が推進されている。

### 3. 本原則に法的拘束力はあるのか？

本原則は、アスピレーションかつボランティアな枠組みであり、法的拘束力はない。本原則の創案意図は、法的拘束力を持つことおよび/または、署名者のステークホルダーや第三者に対して法的強制力を持つ説明および/または公約を行うことではない。したがって本原則は、法律や規制に基づく制裁措置、または国連、署名者、その他ステークホルダーや第三者から出されるいかなる要求の根拠となるものではない。さらに、署名者が本原則実施のために行動をとる際には、適用される法や規則、規制に従い、株主や保険契約者に追う義務を果たすことを前提とする（「III. 私たちの願い」を参照のこと）。

---

1 「保険が社会の持続的発展に貢献する役割」（2007年、UNEP FI）、および「持続可能な保険に関する世界の状況…保険事業における環境・社会・ガバナンス要因の理解と統合」（2009年、UNEP FI）を参照。

2 UNEP FIのメンバーおよびオブザーバー機関は、アフメア、エイゴン、アリアンツ、アルゴグループ、アビバ、アクサ、バービカン保険グループ、ブラデスコ・セグロス、ブラジル保険業協会（CNseg）、チャーティス、CIGNA & CMC生命、フォルクサム、HSBC保険、アイエヌジー、インシュアランス・オーストラリア・グループ、インターアメリカン・ヘルニック保険グループ、国際協同組合保険連合、イタウ・ユニバンク、フランス郵便貯金銀行、ロイズ、MAPFRE、三井住友海上火災保険、ミュンヘン再保険、RSA保険グループ、サンタム、損害保険ジャパン、南アフリカ保険協会、ソブリン、ストアブランド、スルアメリカ、サン・ライフ・ファイナンシャル、スイス・リー、コーポレーターズ・グループ、東京海上日動火災保険、ウィリス・グループ、XLグループなど。





## 4. 署名することでどのような利点があるのか？

本原則への署名によって得られる利点は、以下の通り。

- 持続可能な保険という目的を取り入れていること、そしてESG問題への対応の説明責任を果たし透明性を確保していることを、社会に示すことができる
- ESG問題、政策立案、科学的知識に関するUNEPおよび国連の専門知識や情報源を利用することができる
- 国連のイベントに参加し、ESG問題、リスク管理、保険に関して政府や他のステークホルダーと意見を交換することができる
- ESG問題、保険、投資や銀行業などに関するUNEP FIの調査研究、ネットワーク、イベント、能力開発プログラムを利用することができる
- 署名者の年次総会に参加することができる

## 5. どうしたら署名者になれるのか？ 具体的に何をしたらよいのか？

本原則の署名者およびUNEP FIメンバーになるには、組織として書状を作成し、PSI署名申請書に記入する必要がある（UNEP FIのウェブサイトですぐ入手可能）。

書状には、CEOもしくは取締役会長、またはそれに準じる人物の署名が必要で、本原則に賛同する旨を表明し、以下の署名要件に同意することを明記しなければならない。

- 年1回の情報開示プロセスに参加すること
- 年会費を支払うこと

## 6. 本原則に署名したものの、遵守が難しい場合は？

署名者は、本原則を履行するためにどのような行動がふさわしいと考えるかを自由に判断できる。各原則の項目で紹介した「考えられる実施例」は、あくまでも例にすぎない。署名者は、ビジネスモデル、地理的環境、その他の要因を考慮して、これ以外の行動をとってもよい。本原則に署名したにもかかわらず何も行動をとらない場合、会社の評判を損なう可能性もあるが、本原則の実施は、総じて進行中の取り組みであり、遵守すべき規範チェックリストというよりも、進むべき方向性を示すものである。

PSIイニシアティブ理事会（以下「理事会」）（詳細：次頁8）は、PSIイニシアティブおよび本原則で想定される唯一の制裁措置として、署名者が上記5および次頁7と9に明記する署名要件をどれも満たさなかった場合に、署名を抹消する権利を有する。

署名要件をどれも満たしていない場合、理事会はその組織に対して通知と協議を行うものとする。その後、やはり署名要件がどれも満たされない場合は、抹消となりうる。

署名者は、理由を明記し、権限のある人物が署名した書状を提出することにより、自ら離脱することもできる。



## 7. 実施状況の情報開示はなぜ重要なのか？

特にアスピレーションかつボランティアな枠組みにおいて、透明性を確保することは、一般市民への説明責任を果たす重要な方法のひとつである。実施の進捗状況を一般に開示することは、公式に本原則を採択している組織が、その実施に取り組んでいるという信頼を得る上で重要である。ひいては、本原則全体の信頼性にとっても重要な意味を持ちうる。一般に開示することにより、署名者が本原則の実施の一環として、保険事業でどのようにESG問題に取り組んでいるのか、一般市民の理解を深めることができる。透明性は、取り組みの継続的な改善を促す力にもなる。

原則4の遵守にあたり、以下のようなポイントで、原則1～3の実施状況を明らかにすることを推奨する。

- 本原則において何を志し、目指すのか？
- それをどのように達成する計画であるか？
- 達成のために、これまで主にどのような取り組みを行ってきたか？（進捗状況の説明）

また現在行っている報告と関連させて情報開示を行うこともできる（アニュアルレポート、サステナビリティ・レポート、関連する情報開示や報告の枠組みなど）。

署名者は情報開示の内容を自由に決定することができるが、開示の内容に関係なく以下の要件に従わなければならない。

- 署名者になった日より、本原則の実施状況を毎年開示する。情報開示の実施時期は任意で決めることができる。
- 一般に向けて開示することとし、その内容をUNEP FIのウェブサイトで閲覧できるようにする。

## 8. 誰がPSIイニシアティブおよび本原則を統制しているのか？

PSIイニシアティブは、本原則の世界的な採択および実施を促進するためのものである。UNEPおよび金融機関（保険会社、投資会社、銀行など）による世界的イニシアティブである、UNEP FIの総合的な統治の枠組みの中で設置され、運営されている。

PSIイニシアティブを直接統制するのは、保険業界の署名組織およびUNEPの代表者で構成される理事会である。保険業界からの理事会メンバーは、署名者により選出される。理事会にはアフリカ、アジア、ヨーロッパ、南米・カリブ海、中東・北アフリカ、北米、オセアニアからのメンバーがいることを目指す。

理事会は署名者の年次総会を取り仕切る。年次総会では、PSIイニシアティブに関する主要な議題（署名要件の重要な変更など）を署名者が討議し、決定する。

本原則実施の初年度については、保険業界とUNEPの代表者で構成される暫定的な理事会が、PSIイニシアティブを統制する。



## 9. なぜ年会費が生じるのか？

本原則に署名すると、PSIイニシアティブとUNEP FI内の事務局の業務を支えるため、年会費を支払わなければならない。この資金は、さまざまな取り組みを通して署名者の本原則実施を支援したり、本原則の世界的な採択および実施を促進したりするために使われる。

署名者の年会費は、保険業界の基準（収入保険料・収益など）により決定され、保険以外の金融機関（銀行、投資会社など）のUNEP FI年会費とほぼ同水準である。この情報については、PSI署名申請書およびUNEP FIのウェブサイト参照のこと。

## 10. 本原則と、責任投資原則 (PRI) および国連グローバル・コンパクト原則との関連性は？

本原則、PRI、国連グローバル・コンパクト原則は、国連の後押しを受けた、アスピレーションルかつボランティアでグローバルな枠組みであり、ESG問題に関連するリスクと機会に焦点を当てたものである。

本原則は保険業界のための枠組みであり、その範囲は投資管理を含め多岐にわたっている。一方、PRIは機関投資家のための枠組みであり、保険機関もそれ以外の機関も、その対象となっている（保険会社、年金基金、政府資金、基金、寄付金、預託機関、投資管理会社など）。したがって、PRIは投資管理に関する事柄についてのみ詳しく定めている。

本原則およびPRIは、金融業界の世界的な枠組みである。その目的は、あらゆる業界で持続可能なビジネス慣行の導入を促進する、国連グローバル・コンパクト原則の目的と一致し、これを補完するものとなっている。国連グローバル・コンパクト原則は、人権、労働、環境、および腐敗防止に関する普遍的な原則で構成されている。

本原則の署名者は、PRIまたは国連グローバル・コンパクト原則に署名する義務はない（その逆も同様である）。

## 11. 本原則の詳しい情報はどこで得られるか？

UNEP FIウェブサイト ([www.unepfi.org/psi](http://www.unepfi.org/psi))、もしくは、以下にお問い合わせ下さい。

国連環境計画・金融イニシアティブ 持続可能な保険原則  
プログラムリーダー プッチ・バカニ  
電話：41 22 917 8777 (スイス ジュネーブ)  
[psi@unepfi.org](mailto:psi@unepfi.org)





UNEP **Finance Initiative**



# 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) 持続可能な保険原則



**1972-2012:**  
Serving People  
and the Planet



**RIO+20**  
United Nations Conference  
on Sustainable Development

